

役員及び評議員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人早稲田学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、手当、退任慰労金並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、職員の賃金規程及び退職金規定に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 学園は役員及び評議員がその職務の遂行に当って負担した費用については、出張旅費規程に基づき支払うことがある。ただし、日当は支払わない。

(公表)

第5条 学園は、この規程をもって、私立学校法第100条の1に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和２年４月１日より施行する。

附則 この規程は、令和７年４月１日より施行する。